

三菱重工業株式会社に係る使用済燃料貯蔵施設の特定容器等の 型式指定の変更の承認申請（MSF-52B 型）の確認結果

原規規発第 2309013 号

令和 5 年 9 月 1 日

原子力規制庁

1. 確認の結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、三菱重工業株式会社の型式設計特定容器等の型式指定変更承認申請書（令和 5 年 4 月 3 日付け Doc No. L5-95HP170 をもって申請、令和 5 年 5 月 19 日付け Doc No. L5-95HP173 をもって一部補正。以下「本申請」という。）における型式設計特定容器等の型式について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 4 3 条の 2 6 の 3 及び使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成 12 年通商産業省令第 112 号）第 4 3 条の 2 の 9 第 3 項の規定に基づき、当該型式が型式指定を受けた型式設計特定容器等の型式と同一と認められるかどうかについて確認した。

確認の結果、本申請における型式設計特定容器等の型式は、その指定を受けた型式設計特定容器等（平成 28 年 10 月 5 日付け原規規発第 16100517 号にて型式指定を受けた MSF-52B 型。以下「指定済み金属キャスク」という。）の型式から設計仕様、構造等に変更がなく同一であると認められる。

2. 申請の概要

（1）型式証明との整合に伴う変更

指定済み金属キャスクに対応する型式証明が、令和元年 7 月 5 日付け原規規発第 1907048 号をもって型式証明の変更承認を受けたことから、当該型式証明の設計に整合させるため、型式設計特定容器等を使用することができる使用済燃料貯蔵施設の範囲又は条件のうち、貯蔵区域における地震力を以下のとおり変更。

- ・貯蔵区域における地震力 水平方向 1.5G
鉛直方向 1.0G

(2) 最新の基準規則との整合に伴う変更

型式指定を受けた平成 28 年 10 月 5 日から本申請までの間に新たに制定された以下の基準規則に整合させるための変更。

- ① 溶接部に係る設計方針について使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則（令和 2 年原子力規制委員会規則第 8 号。以下「技術基準規則」という。）
- ② 品質管理の方法について原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和 2 年原子力規制委員会規則第 2 号。以下「品質管理基準規則」という。）

3. 確認の概要

規制庁は、本申請の内容について、以下のとおり確認した。

(1) 型式証明との整合に伴う変更

変更後の地震力に対して、指定済み金属キャスクの各部に発生する応力度が使用材料の許容応力度を超えないことから、指定済み金属キャスクの設計仕様、構造等に変更がないことを確認。

(2) 最新の基準規則との整合に伴う変更

- ① 溶接部に係る設計方針が技術基準規則に整合していることを確認。
- ② 品質管理の方法が品質管理基準規則に整合していることを確認。